

市民活動・絆づくり推進事業費補助金

市民のみなさんとともに地域を支えあう「協働のまちづくり」の観点から、久留米市では市民公益活動団体や地域コミュニティ組織が行う活動を応援しています。

■ 募集期間

令和5年4月3日～令和5年11月10日まで（締切は毎月10日が基準）

毎月の締切日や対象経費など、制度の詳細は「申請の手引き」をご確認ください。

■ 対象となる団体、活動

市民活動団体等が行う、より多くの市民の幸せや喜びにつながるよう、市民が主役となって地域の困りごと等を解決する活動



■ 補助対象事業部門・要件

〈全部門共通要件〉

- ① 原則として市内で行われる事業であること。
- ② 解決したい課題、目指す状態、手法、効果等について、市の担当部局と共有されていること。
※協働推進課が団体と市の担当部局をコーディネートします。

〈各部門ごとの特徴・要件〉

かなえるニーズ部門



市民の様々な困りごとを、新たな課題認識の下でその解決等のために、団体独自の自由な発想を生かす活動が対象です。

- ・ 補助金額：1万円～30万円
- ・ 補助年限：1団体あたり5か年以内
- ・ 年度を通じて取組が計画されていること、翌年度以降も継続することが条件です。

協働パートナー部門



別に設定した重点取組テーマ（要領参照）に挙げている活動が対象です。市と協働することで相乗効果が期待できることが必要です。担当部局と一緒に成果目標とその測定方法・手法を設定し、役割分担を決めます。

- ・ 補助金額：1万円～100万円
- ・ 補助年限：1事業あたり5か年以内
ただし、交付5年目に成果目標を達成した場合は、6年目を新たに1年目とみなして申請できます。
- ・ 年度を通じて取組が計画されていること、翌年度以降も継続することが条件です。

かなえるニーズ部門 特別枠

協働のたねまき・チャレンジ枠



次年度の事業に向けた準備活動や、年度を通じない短期間で終わる取組で、翌年度以降に年度を通じた活動へと取組を拡大できる事業に活用できます。

- ・ 補助金額：1万円～10万円
- ・ 初めて当補助金を活用する団体の活動が対象です。
- ・ 随時受け付けています。
- ・ 各部門の年限にはカウントされません。

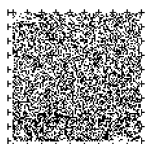
両部門 特別枠

学生・若者活動活性化事業枠



大学（大学院含む）、短期大学、高等専門学校に在籍する学生または18歳～29歳の者が主体となって取り組む事業に活用できます。

- ・ 団体の役員（顧問、監事等を除く）すべてが学生または18歳～29歳の者であることが条件です。
- ・ 代表者が高専生の場合は4年生以上に限ります。
- ・ 補助金額は、各部門の上限額と同じです。
- ・ 補助年限は、各部門の年限と同じです。
ただし、かなえるニーズ部門については事業の実績や成果を条件として更新を認めます。
- ・ 年度を通じない取組や、翌年度以降に活動を継続しない場合でも活用できます。



どの部門で提案すればいいか悩んだ場合はご相談ください。



■ 補助対象経費

▶ 事業に直接必要な経費

■ 補助対象外経費

- ▶ 団体の維持管理、運営に関する経費
- ▶ 単価が著しく高額、娯楽性が非常に高いもの
- ▶ 食料費、広告料

■ 申請方法

〈申請書類〉 ①提案書一式、見積書（予算に印刷製本費、委託料、備品購入費がある場合）
②活動目標確認シート（協働パートナー部門のみ）
③前年度の事業報告書、収支計算書
④規約・会則又はこれに準ずるもの（学生・若者活動活性化枠は不要）

〈申請時期〉 おおむね事業実施の3か月前を目安に申請してください。

〈提出先〉 久留米市役所本庁舎7階 協働推進課

〈留意事項〉 ▶ 申請には事前相談が必要です。まずはお電話等でご相談ください。
▶ 協働推進課だけではなく、市民活動サポートセンターみんくるでも提案書の書き方から事業の実施までご相談できます。
▶ 予算額に達した場合は、募集期間中であっても受付を終了します。

■ 審査方法

提出された事業の提案書は、校区コミュニティ組織や市民公益活動団体等の方が参加する「評価会議」での評価および、市の担当部局による評価を行います。
会議で出された意見、担当部局による評価内容を踏まえ、市が事業を採択します。
※協働のたねまき・チャレンジ枠は評価会議での評価を行わず、市が事業を採択します。

■ 手続きの流れ

3か月前の25日頃	月25日	事前相談	毎月の締切前に提案内容の確認、市の関係課との意見交換を行います。
2か月前の10日頃	月10日	提案書提出	事前相談での内容をふまえ、提案書を正式に提出します。
		審査	評価会議の委員および市の担当部局による事業の評価を行います。
1か月前の15日頃	月15日	結果	評価会議等の結果を踏まえ、市が採択事業を決定し団体に通知します。
事業開始月	月	事業開始	補助交付申請書を提出していただきます。決定次第、事業が開始できます。
		報告	すべての事業が終わったら、市に実績報告を提出します。
		補助金支払	報告内容を確認し、補助金を支払います。 ※事前交付をご希望の場合はご相談ください。

ここから記入

事業を開始したい月を目安におおまかな時期が確認できます。



くわしくは市のHPで！

問合せ 久留米市 協働推進部 協働推進課
TEL:0942-30-9064 FAX:0942-30-9706
〒830-8520 久留米市城南町15番地3（本庁舎7階）

